

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

栃木県

## 2 構造改革特別区域の名称

栃木県福祉有償運送セダン型車両特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

栃木県の区域の一部（栃木県の全域のうち旧今市市及び高根沢町を除く地域）

## 4 構造改革特別区域の特性

本県の平成17年10月1日現在の推計人口（国勢調査速報）は2,016,452人で、今後も微増していくことが見込まれるが、平成22年にはピークを迎え、その後は緩やかに減少に転ずるものと見込まれている。

一方、高齢者人口は平成17年10月1日現在で389,431人、高齢化率は19.2%であるが、その後も増加を続け、平成26年度の高齢化率は24.1%まで上昇するものと見込まれている。高齢者人口の増加に伴い、介護を必要とする高齢者も増加し、介護保険の要支援・要介護認定者数は平成17年3月末で54,920人であったものが、平成26年度には91,716人と70%増加するものと見込まれる。また、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者も年々増加している。

平成17年4月1日現在、身体障害者手帳交付者は62,529人、知的障害者の療育手帳交付者は10,319人で、平成8年4月1日と比較すると、身体障害者は3.7%、知的障害者は50%とそれぞれ増加している。

このような状況を踏まえ、高齢者や障害者が生きがいを持ち、地域で安心した生活を送るためには、こうした人達を社会全体で支えるシステムづくりが必要であり、なかでも単独では移動できない高齢者や障害者等のための移動手段の確保は特に重要である。

主要な移動手段であるタクシーについては、本県の平成16年度末現在の車両台数は2,275台で、そのうち福祉車両は50台、患者等輸送限定車両は55台と非常に少なく、高齢者や障害者が増加するなかで、移動手段が十分に確保できていない状況にあると考えられる。このため、タクシー等の公共交通機関によっては高齢者等の移動制約者の輸送ニーズに対応できない場合には、地域の実情に応じた公共交通機関に代わる移動手段の確保が必要である。本県では、NPO法人等によるボランティア輸送が行われており、当該輸送を行うNPO法人等が参加する栃木県移送サービス連絡協議会の実施状況（平成17年3月）によると、使用車両の8割はセダン型車両、利用者の8割近くがセダン型車両を利用しているという結果がでている。

NPO法人等の非営利法人による福祉有償運送については、道路運送法に基づく取り扱いが緩和され、同法第4条又は第43条の事業許可によらず、同法第80条による有

償運送許可によることが可能であるが、使用車両が福祉車両に限定されるため、介護保険の要支援や要介護1程度の軽度者（要支援は6,749人、要介護1は17,059人）や下肢障害のない視覚障害者（4,682人）、聴覚・平衡機能障害者（8,115人）等にとっては、福祉車両の利用が必ずしも適しているわけではない。

このような中で、NPO法人等の非営利法人が行う福祉有償運送の必要性並びに安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議する「運営協議会」については、地域の特性や事務の円滑な運営を考慮し、県が6つのブロックに分けて設置した。これにより、福祉有償運送の必要性や安全確保等に係る適正な協議が行われ、高齢者や障害者等の移動制約者がタクシー等の公共交通機関に代わる移送手段を確保するための体制が整備された。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

少子高齢化が進展する中で、要介護高齢者や障害者等の移動制約者が生きがいを持ち住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、住まいの確保や公共施設等のバリアフリー化等のハード的な環境整備に加え、県民がこうした人たちを地域で支える仕組みづくりが重要になっている。その中で移動制約者の移送手段の確保は特に重要な課題であり、タクシー等の公共交通機関によっては十分な輸送サービスが確保できないときの対応として、NPO法人等による福祉有償運送は大きな役割を果たしている。そこで、NPO法人等の非営利法人による福祉有償運送については、セダン型車両の利用が多いという現状を踏まえ、使用車両を福祉車両に限定することなくセダン型車両による運送も可能にすることにより、移動制約者の外出のための実施体制が充実するとともに、地域福祉が大きく進展する。

また、県全域でセダン型車両特区の認定を受けることにより、県が設置した運営協議会において、移動制約者の心身状況や地域の交通状況を勘案し、セダン型車両による福祉有償運送の必要性並びに安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等も含めて協議することが可能になる。

特区認定後においては、使用車両がセダン型車両に拡大されるため、地域で活動するNPO法人等の新規参入や福祉活動への積極的な取り組みも期待できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

セダン型車両による福祉有償運送が可能になることで、高齢者や障害者が地域で安心して暮らしていくために必要な移動手段を容易に確保できる体制が整備されるとともに、福祉有償運送について、NPO法人等の活動の活性化と地域住民を主体とした自主的なボランティア活動の取り組みが期待され、これにより地域福祉の推進を図ることを計画の目標とする。

この目標に向けては、住民等の積極的な参加による地域福祉の推進、尊厳を持って共に生きる社会づくりの推進、総合的なサービス提供体制の整備、福祉の心を育む、を目指すべき方向とする「栃木県地域福祉支援計画」を基本としながら、超高齢社会における豊かで活力ある社会づくり、生涯を通じて自己実現を達成できる社会づ

くり、自立と連帯を基盤とする社会づくり、多様で柔軟な選択のできる社会づくりを基本目標とする「栃木県高齢者保健福祉計画（はつらつプラン21）」と、障害者について「障害者の自立と社会参加」を基本目標とし、「自己決定・自己選択」の支援、「生涯設計」の支援、「地域での生活」の支援、「社会への参加」「共に生きる地域づくり」の推進を基本的方向とする「栃木県障害者計画（とちぎ障害者プラン21）」の関連計画と連携を図りながら進めるものとする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO法人等による福祉有償運送については、県全域で福祉車両に加えてセダン型車両による運送ができることにより、タクシー等の公共交通機関と役割を分担し、高齢者や障害者等のニーズに応じた運送サービスの提供が可能となる。これにより、高齢者や障害者等がレジャー施設等に外出する機会が増え、社会参加の促進が図られ地域福祉が推進されることになる。また、高齢者や障害者等の外出機会が増えることにより、買い物やレジャー施設の利用等による消費活動の促進と、健康増進に向けた医療機関や福祉施設の利用の増加も期待できる。さらには、介護に従事してきた家族の精神的かつ肉体的な負担の軽減が図られることで、就労への定着と外出機会が増加し、消費活動の促進が期待できる。そのほか、福祉有償運送に新規参入する主体の車両購入や講習会等への参加等による経済効果も期待できる。

## 8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての福祉有償運送における使用車両の拡大事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

市町村の関連事業（一部の市町村で実施）

### ・外出支援サービス事業

公共交通機関の利用困難な高齢者や障害者手帳交付者を対象に、病院や施設等への移送サービスを行う。

### ・福祉タクシー事業

障害者手帳交付者や移動困難な高齢者を対象にタクシー券を交付する。

栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会

- ・来るべき本格的な高齢社会に対応するため、また、障害者を特別視することなく、一般社会の中で普通の生活が送れるようノーマライゼーションの理念を基本に、高齢者や障害者等の自立と社会への参加を促進し、県民総参加の下に心の通い合うひとにやさしいまちづくりを進め、すべての県民の生活の向上を図るため、平成11年10月「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定した。また、同条例第11条に基づき平成12年10月に、「栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりを推進するための事業を行っている。

#### 栃の実基金（栃木県地域福祉振興基金）

- ・ 地域における民間福祉活動の推進及び県内におけるボランティア活動の振興のための安定的な財源確保により地域福祉を推進するため、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会に「栃の実基金」を設置した。この基金の果実を利用し、市町村社会福祉協議会が実施する、独り暮らし・寝たきり高齢者、障害児・者等を対象に定期的訪問による安否確認、家事援助等を行う「友愛訪問事業」、高齢者、障害者のための「移送サービス事業」等に対して補助を行っている。

#### 福祉有償運送運営協議会

- ・ NPO法人等の非営利法人が行う福祉有償運送を推進し、高齢者や障害者等の移送手段を確保するため、地域の特性や円滑な事務運営を図る観点から、県が6つのブロックに分けて運営協議会を設置した。運営協議会は、国土交通省、県、市町村、利用者の代表、運送主体となるNPO法人の代表、タクシー事業団体の委員で構成し、福祉有償運送の必要性並びにこれを行う場合の安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議する。市町村及び運送主体と連携を図り、運営協議会が円滑に運営されることにより、移動制約者の移送手段を確保する。

#### 栃木県地域福祉支援計画

- ・ 地域において、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい充実した生活を安心して送れるよう、地域社会を基盤とした福祉の推進を図るための指針となる計画である。現計画は平成17年度からの5ヶ年計画である。

#### はつらつプラン21（栃木県高齢者保健福祉計画）

- ・ 高齢者の保健・医療・福祉施策を総合的に進めるための計画である、現計画は平成15年度からの5ヶ年計画である。

#### とちぎ障害者プラン21（栃木県障害者計画）

- ・ 障害者福祉向上のための障害者や障害者団体も含めた県民の行動の指針となる計画である。現計画は「障害者の自立と社会参加」を基本目標とし、平成15年度からの5ヶ年計画である。

## 別紙

**構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容**

別紙

## 1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての福祉有償運送における使用車両の拡大事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区の範囲においてセダン型車両による福祉有償運送を実施するNPO法人、社会福祉法人等の非営利法人

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

## 4 特定事業の内容

福祉有償運送の必要性を認める市町村からの要請に基づき、社会福祉法人やNPO法人等の非営利法人が、県が設置する運営協議会における協議を経て、道路運送法第80条に基づく福祉有償運送許可を取得することにより、県内全域を範囲として、当該法人の利用会員である要介護高齢者や身体障害者等の移動制約者に対して、福祉車両だけでなくセダン型車両を使用して有償運送サービスを提供するものである。

## 5 当該規制の特例措置の内容

福祉有償運送にあっては、使用車両が車いす等のためのリフト付き等の特殊車両に限定されるが、特例措置として、セダン型車両の使用も認めるものである。

道路運送法第80条に基づく福祉有償運送の許可に先立ち、運営協議会において福祉有償運送の必要性や安全確保に係る方策等について協議が行われるが、本県では、地域の特性や効率的な運営協議会の運営のため、県が運営協議会を設置した。

栃木県 福祉有償運送運営協議会

### (1) 設置及び運営

福祉有償運送の必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するため、「栃木県 福祉有償運送運営協議会」を設置する。

運営協議会は、健康福祉センター単位(5センター)と中核市の宇都宮

市は高齢対策課に設置する。

#### 構成員

任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

- ・ 関東運輸局栃木運輸支局職員
- ・ 市町村職員
- ・ 利用者の代表
- ・ 運送主体となるNPO法人の代表
- ・ タクシー事業者の代表（社団法人栃木県タクシー協会、栃木県個人タクシー協会、栃木県ハイヤータクシー労働組合協議会）
- ・ 県企画部交通対策課職員
- ・ 県保健福祉部高齢対策課又は健康福祉センター職員
- ・ その他必要と認められる者

#### 運営方法

- ・ 運営協議会は構成員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・ 運営協議会の議事及び会議記録等は原則公開とする。
- ・ 運営協議会の議事は出席構成員の過半数で決定し、可否同数の場合には会長が決定する。

#### 開催

- ・ 運営協議会の開催は福祉有償運送を必要と認める市町村からの要請に基づき開催する。

### (2) 福祉有償運送の条件

#### 運送主体

- ・ 福祉有償運送の確保について市町村長から具体的な協力依頼を受けた社会福祉法人、NPO法人等の非営利法人で、運営協議会での協議を経て道路運送法第80条に基づく福祉有償運送許可を取得した法人とする。

#### 運送の対象者

福祉有償運送の対象者は、次のいずれかに該当する者で運送主体の会員及びその付添人とする。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」

- ・その他肢体不自由、内部障害（人口血液透析を受けている場合を含む。）精神障害者、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

#### 運送対象者の管理

運送主体は、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者・住民等であることの実事その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

#### 使用車両について

- ・使用車両については、運送主体が使用権原を有していること
- ・運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合すること
  - ア.運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送を行う者との間で当該車両の使用に係る契約が締結されていること
  - イ.当該契約の内容を証する書面が作成されていること
  - ウ.当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること
  - エ.利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明りょうに表示されていること
- ・福祉車両は、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であること
- ・運営協議会の協議によって認められたセダン型等の一般車両であること
- ・外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に福祉有償運送の許可を受けた車両である旨を表示すること

#### 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、これにより難しい場合は、運営協議会において次の点について協議を行い、適当と認められた者とする。

- ・申請日前2年間運転免許停止処分を受けていないこと
- ・県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者

研修を修了した者であること

- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること 等

#### 損害賠償

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

#### 運送の対価

運送の対価については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲として、一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額のおおむね2分の1を目安に設定するものとする。

#### 管理運営体制

運送主体において、運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

#### 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事項に該当するものでないこと。

1 タクシー車両台数(平成16年度末)

(単位:台)

区 分	交 通 圏					計
	宇都宮	県南	塩那	芳賀・真岡	日光	
法人タクシー	845	650	296	106	205	2,102
個人タクシー	68	0	0	0	0	68
福祉車両	21	14	14	0	1	50
患者等輸送限定	21	14	14	5	1	55
計	955	678	324	111	207	2,275

2 移動制約者の状況(平成16年度末)

(単位:人)

移動制約者の種類	人数	内 訳	人数
要支援・要介護認定者	54,920	要支援	6,749
		要介護1	17,059
		要介護2	8,578
		要介護3	7,728
		要介護4	8,025
		要介護5	6,781
身体障害者手帳交付者	62,529	視覚障害	4,682
		聴覚・平衡機能障害	8,115
		音声・言語・そしゃく機能障害	577
		肢体不自由	32,222
		内部障害	13,674
		複合	3,259
療育手帳所持者	10,319		
精神障害児者	3,182		
計	130,950		

3 移送サービスの状況(平成17年3月)

(単位:台、人)

種 別	使用車両台数				利用者数	
	法人所有	持込車両	計			
福祉車両	25	5	30	18.0%	127	22.8%
セダン型車両	9	128	137	82.0%	430	77.2%
計	34	133	167	100.0%	557	100.0%

栃木県移送サービス連絡協議会参加16団体の状況